



3区東7層 出土遺物(1)

图版12



3区東7層 出土遺物(2)



178



180



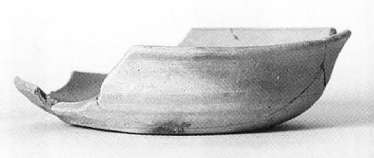
182



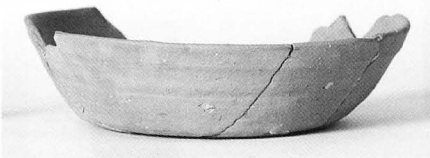
183



184



185



186



188



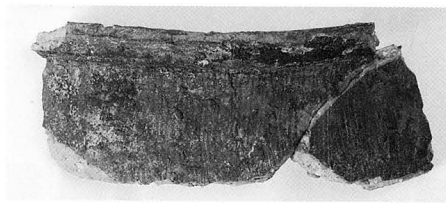
190



187



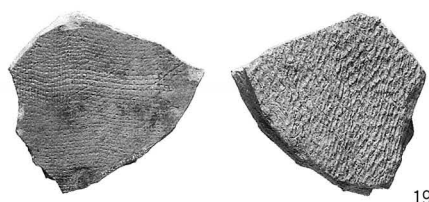
191



192



193



195



194



196



197



198



199



200



201



202



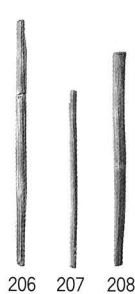
203



204



205



206



207



208



209



210



211

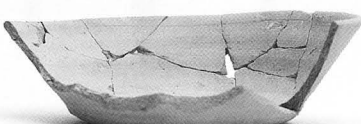
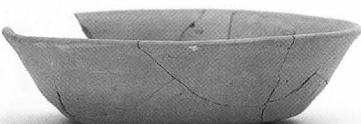
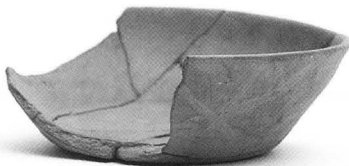
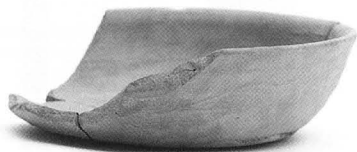
3区東7層 出土遺物(3)

3区東8層 出土遺物(1)

図版14

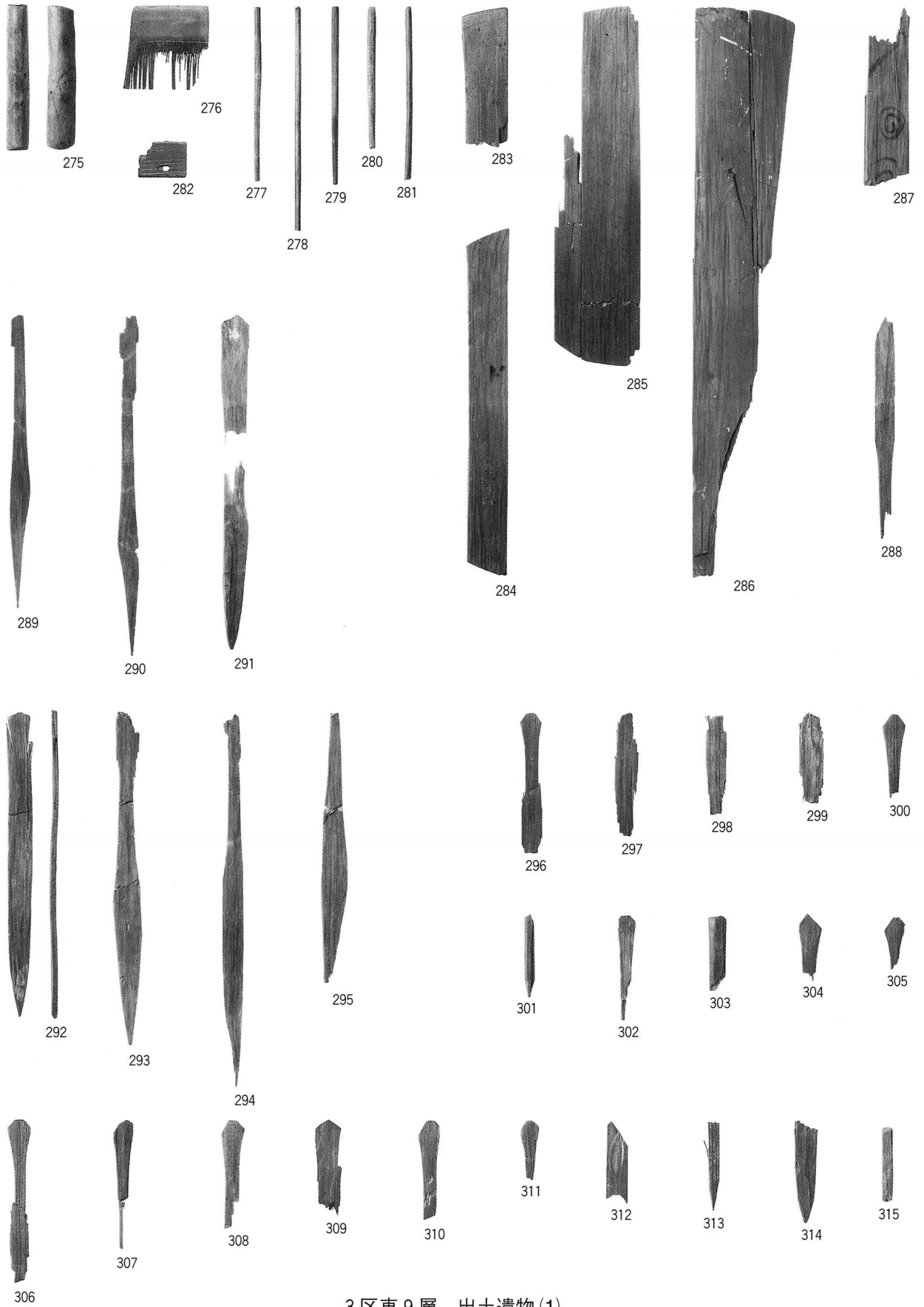


3区東8層 出土遺物(2)

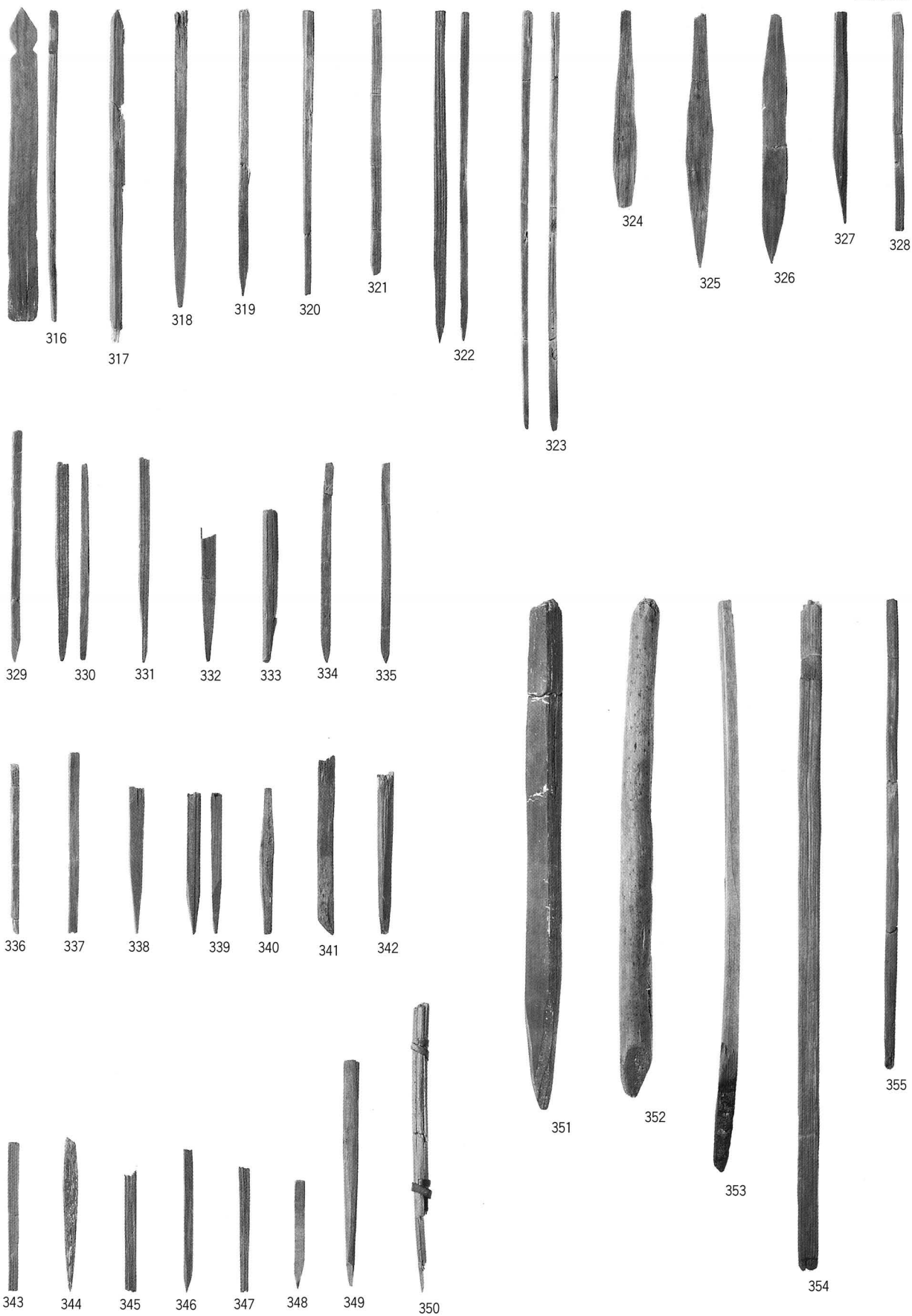


3区東8層 出土遺物(3)

图版16



3区東9層 出土遺物(1)



3区東9層 出土遺物(2)

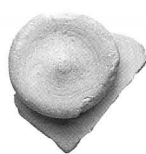
图版18



356



357



358



371



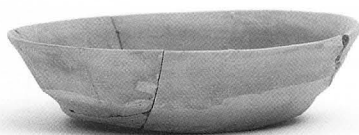
372



359



366



360



367



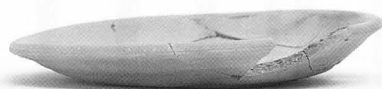
361



368



362



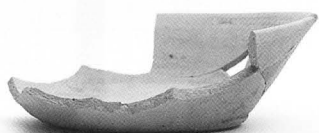
369



363



364

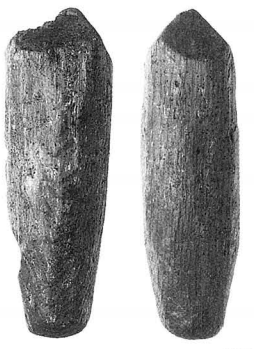


365



370

3区東9層 出土遺物(3)



373



374



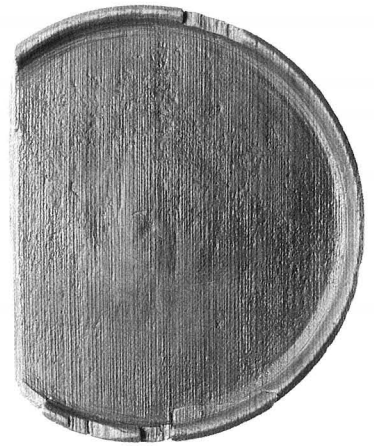
375



376



377



378



379



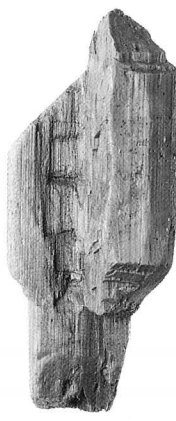
380



381



382



383



384



385



386



388



387

3区東10層 出土遺物(1)



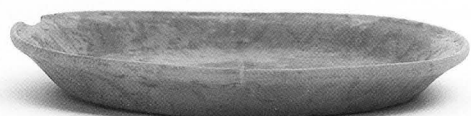
391



393



394



3 区東10層 出土遺物(2) 390



395



396

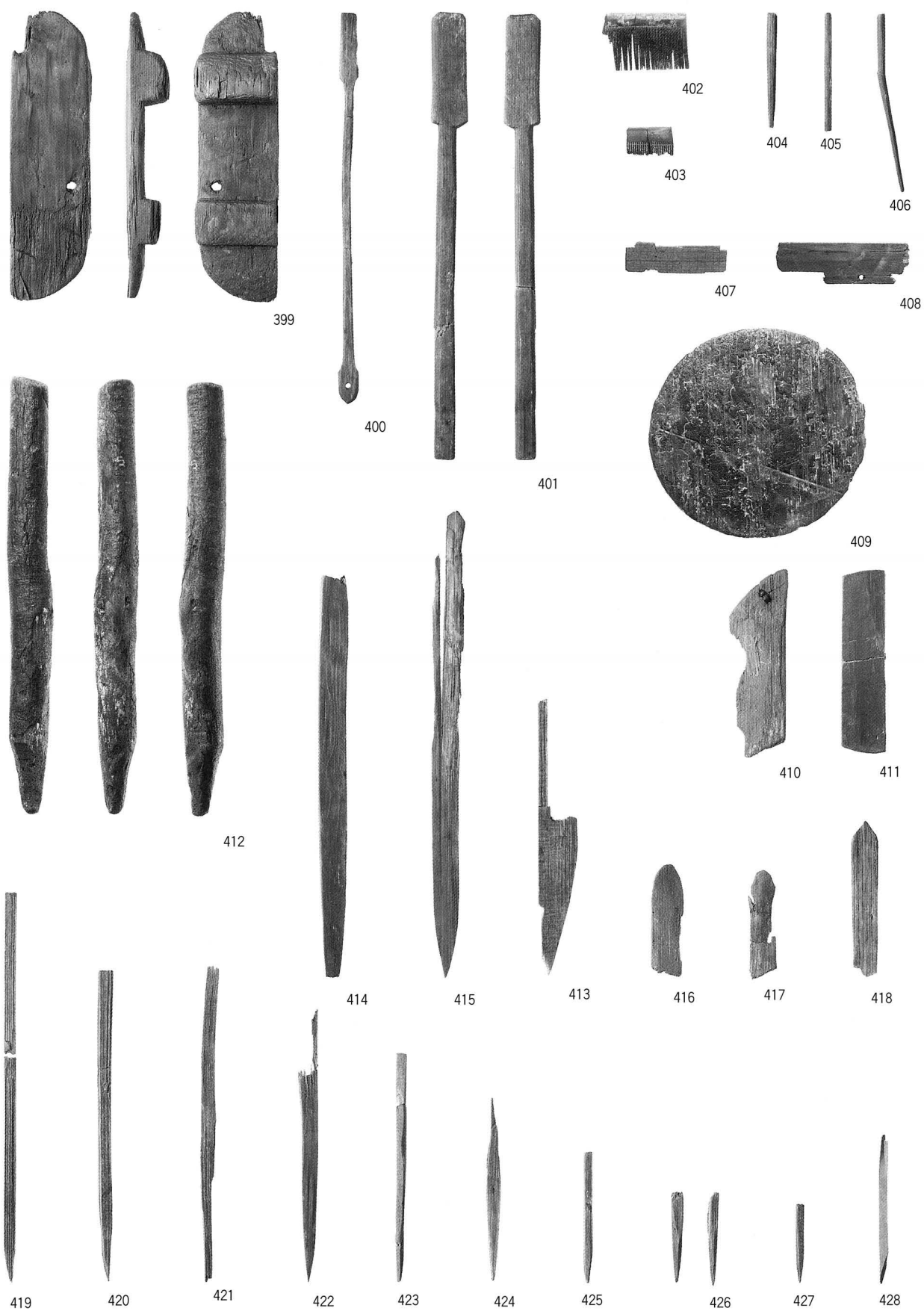


397

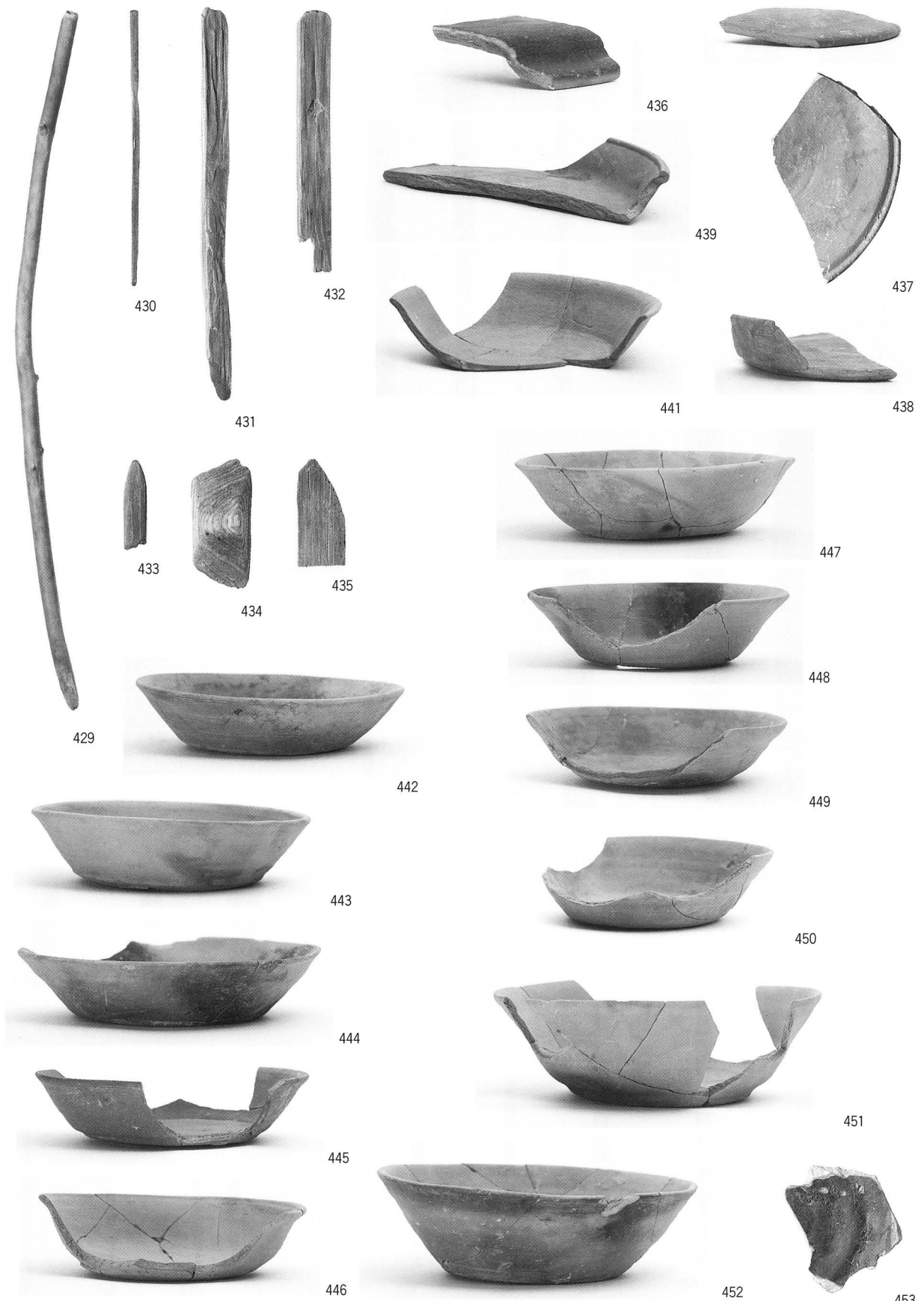


398

3 区東11層 出土遺物



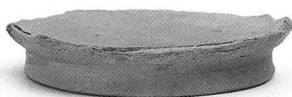
3区東12層 出土遺物(1)



3区東12層 出土遺物(2)



454



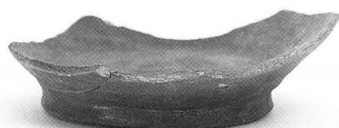
456



458



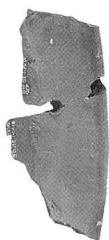
460



459



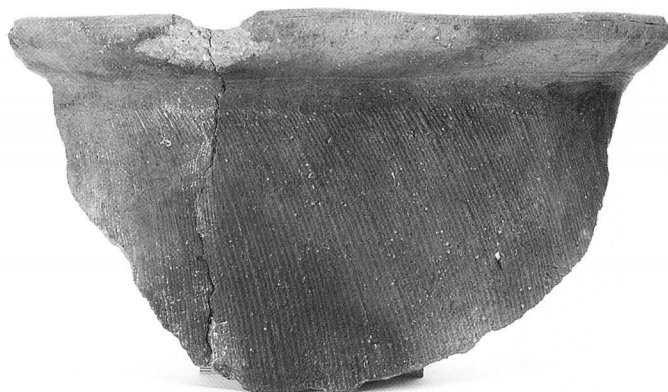
455



465



463



464



466



467



469



470

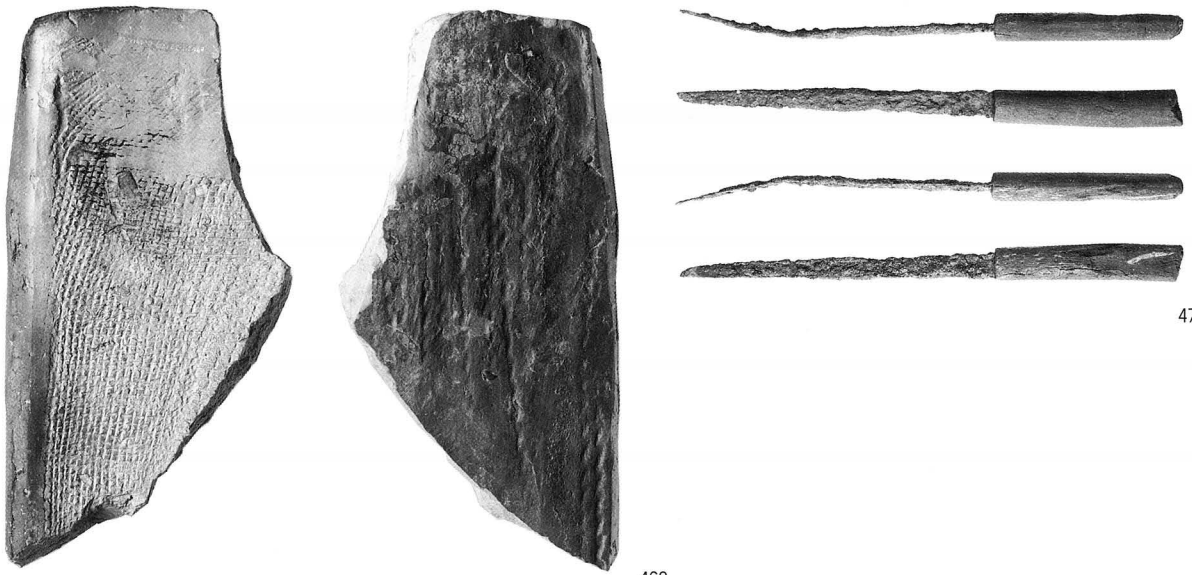


471



473

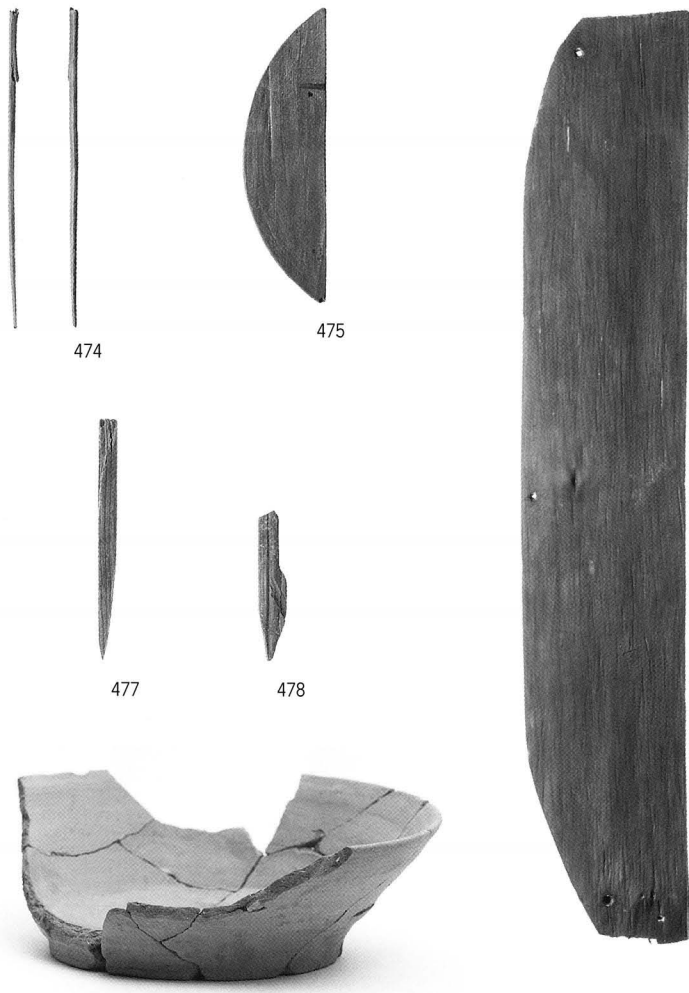
3区東12層 出土遺物(3)



468

472

3区東12層 出土遺物(4)



474

475

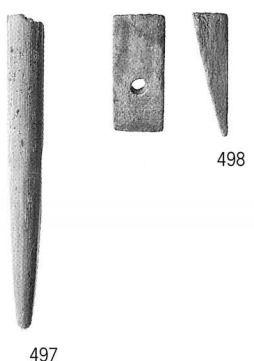
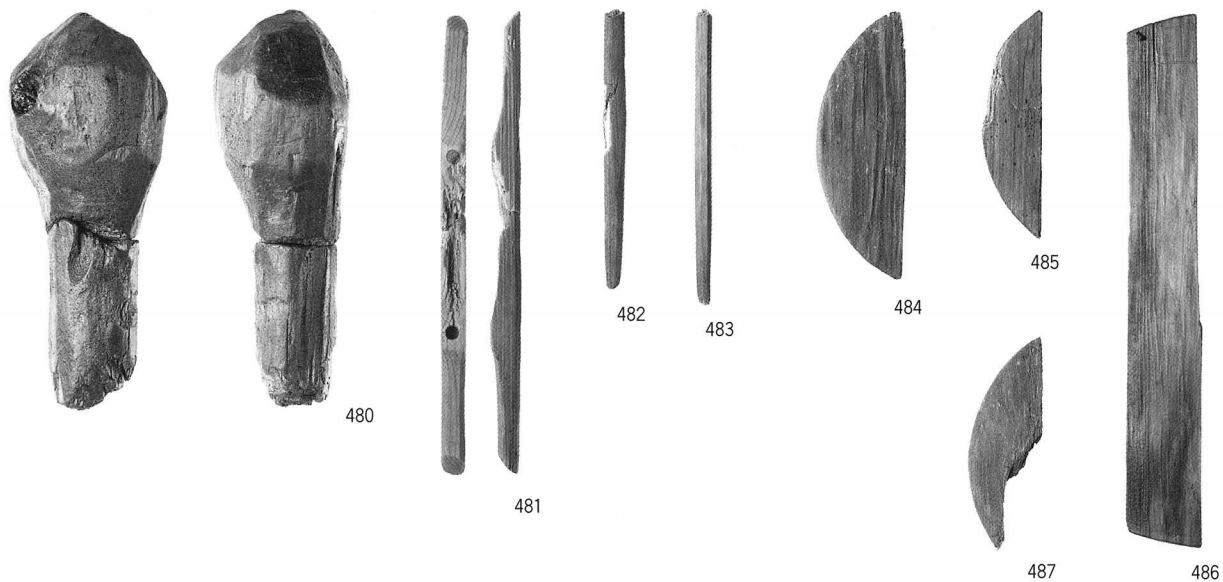
477

478

476

479

3区東13層 出土遺物

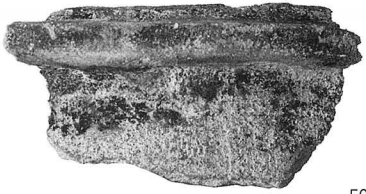


3区東14層 出土遺物(1)

图版26



503



504



502



3区東14層 出土遺物(2)



505



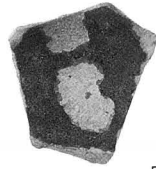
506



507



508



509



513



512

3区東15層 出土遺物



514



515



516



517

3区東 出土遺物



518



519

E区A层 出土遗物



520



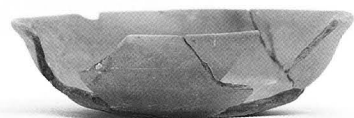
521



522



523



524

E区B层 出土遗物



525



526



528



527



529



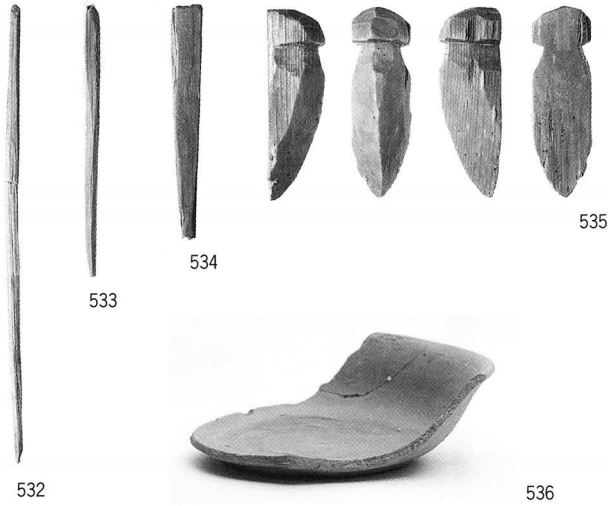
530



531

E区C层 出土遗物

图版28



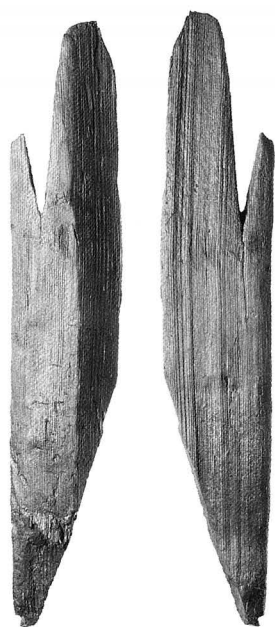
E 区 D 層 出土遺物



E 区 G 層 出土遺物



E 区 F 層 出土遺物



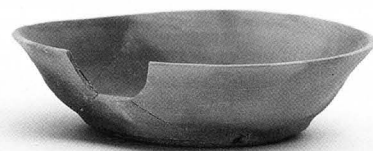
547



546



548



549



550



551



552



553



554

E区H層 出土遺物



555



556



557

E区I層 出土遺物

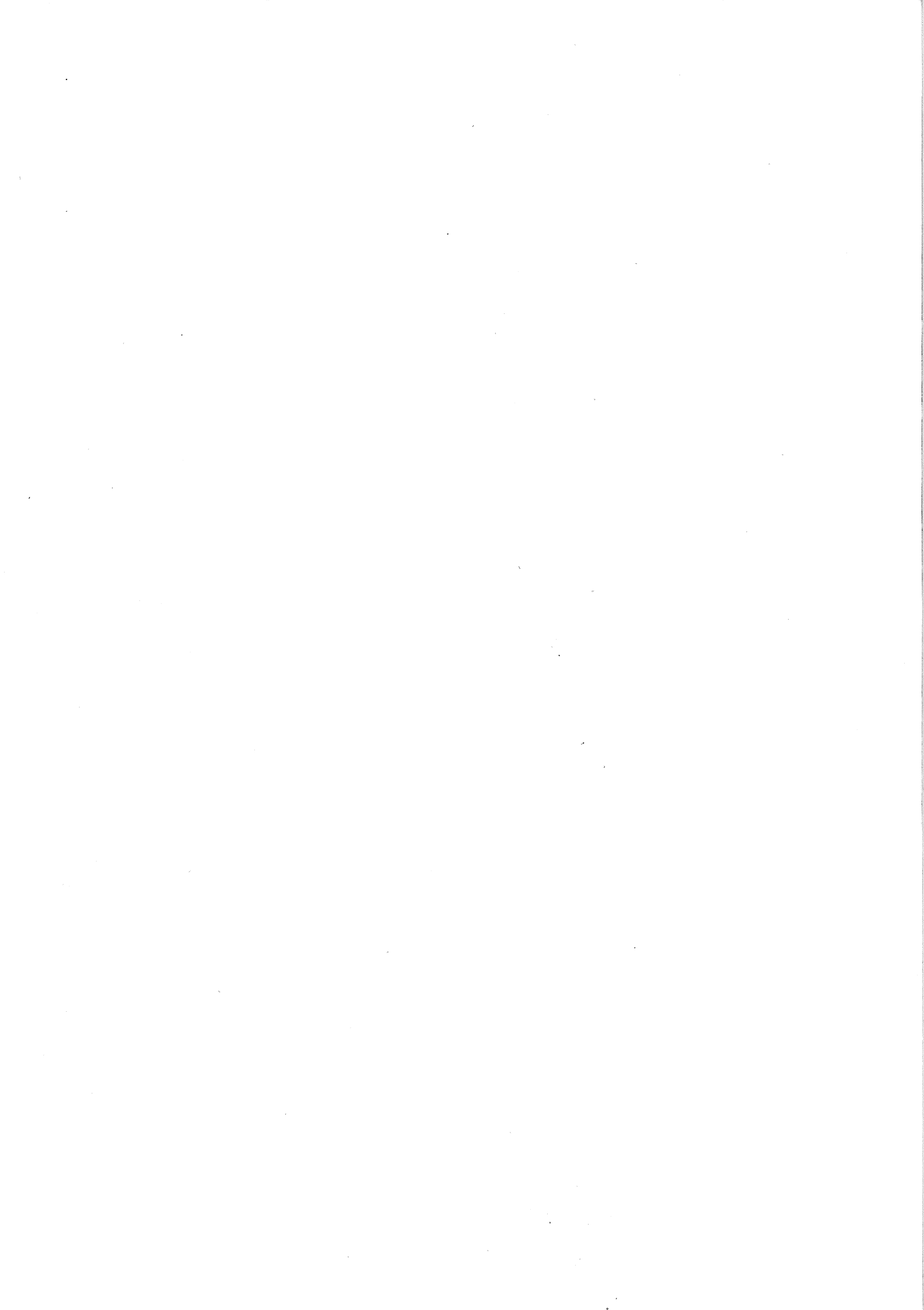


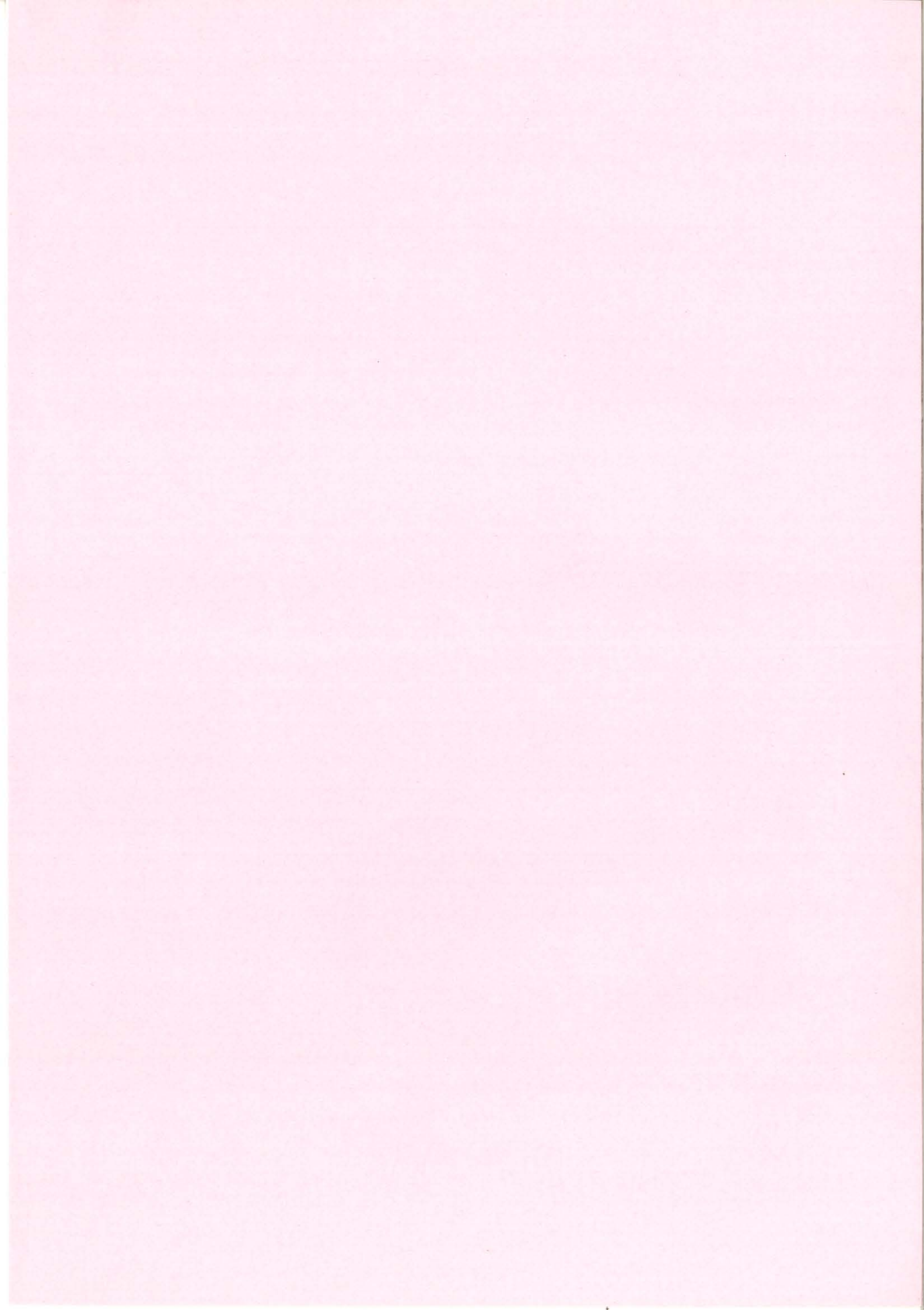
558



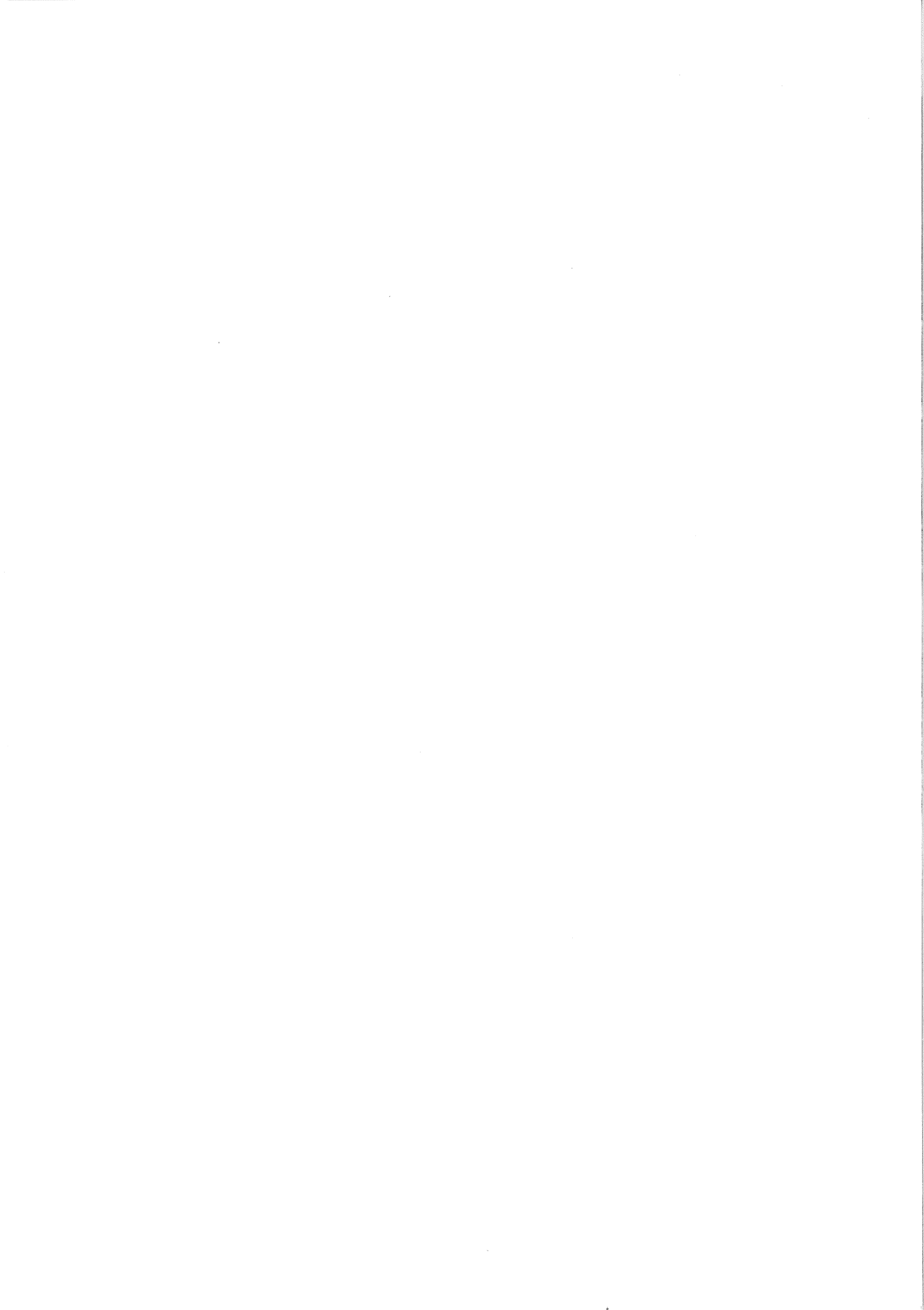
559

E区 出土遺物





VI
木
簡



凡例

一 木簡の番号は報告書によって新たに割り振ったものを使用している。番号を付ける際の基準は以下の通りである。

①自然流路内の層位のうち、より新しい年代から。

②同一層位内では、出土日付の古い順で。

二 木簡積文には、以下のような書式を用いた。法量mmを「長さ×幅×厚み」で積文の下に表し、括弧（ ）は本来の形状を留めていない部分の法量であることを示す。

型式番号は奈良文化財研究所のものを用い、三桁の数字で以下の通りに記す。

○一型式 短冊形

○一五型式 短冊形で側面に穴を穿ったもの。

○一九型式 一端が方頭で、他端は折損・腐食で原形の失われたもの。

○三一型式 長方形の材の両端の左右に切り込みを入れたもの。方頭、

主頭など種々の作り方がある。

○三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

○三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせ

たもの。

○三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折

損・腐食で原形の失われたもの。

○四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折

損・腐食で原形の失われたもの。

○五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

○五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐食で

原形が失われたもの。

○六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

○六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

○八一型式 折損・腐食その他によって原形の判明しないもの。

三 積文に用いた符号は以下の通りである。

「」 木簡の上端並びに下端が原形を留めていることを示す。

< 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

○ 穿孔のあることを示す。

■ 抹消により判読の困難なもの。

□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□ 欠損文字のうち字数の数えられないもの。

『 異筆、追筆。

… 木目と直交する方向の刻線を示す。

… 表面の剥離により、字画の存在が不明確なもの。

× 前後に文字の続くことが内容上推測されるが、折損などにより文

字が失われているもの。

・ 木簡に裏表がある場合、その区別を示す。

〔 校訂に関する註で、原則として積文の右傍らに付し、本文に置き

換えるべき文字を含むもの。

カ 筆者が加えた註で、疑問の残るもの。

四 木簡の実測図には、大橋の観察により、木簡表面の「ケズリ」や「ワリ」、「欠損」といった考古学的情報を優先して書き入れた。

五 実測図は基本的に1/2の縮尺としたが、それ以外の縮尺には全て個々にスケールを付けてある。

六 図版の木簡赤外線写真は、基本的に実測図と同じ縮尺とした。

七 木簡の写真は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所の中村一郎氏が撮影したものを使用した。なお、木簡写真の巻頭カラー、赤外線写真ともに保存処理前の状態を撮影したものである。

一 木簡の出土状況

出土した木簡は七点である。これで観音寺遺跡で出土した木簡数は、二二二点となった。三区西では二点が出土した。二一九号木簡は九層から、二二二号木簡は一一層からのものである。三区東では四点が出土した。二一七号木簡は、現舌洗川（しんぜつせんがわ）の堆積層に含まれていた近世の位牌である。二一八号木簡は物忌礼（ものいらい）で八層、二二〇号木簡は一二層のものである。二二三号木簡は一四層から出土し、この調査区で最も深い位置に埋没していたものである。全体としては木簡の分布は散漫であるが、小グリッドT-17とT-18の境界部分にまとまりが見られる。これは九層において齋串が集中していた部分と一致する。両者の垂直分布を比較すると、齋串は標高四mより下位に位置し、木簡は四mより上位に位置することがわかる。単に木製品が堆積しやすい位置にあったためか、祭祀の場に関連するものかは不明である。その他の木簡は単独で分布することから、上流で投棄された木簡が、埋没した結果であると考えられる。

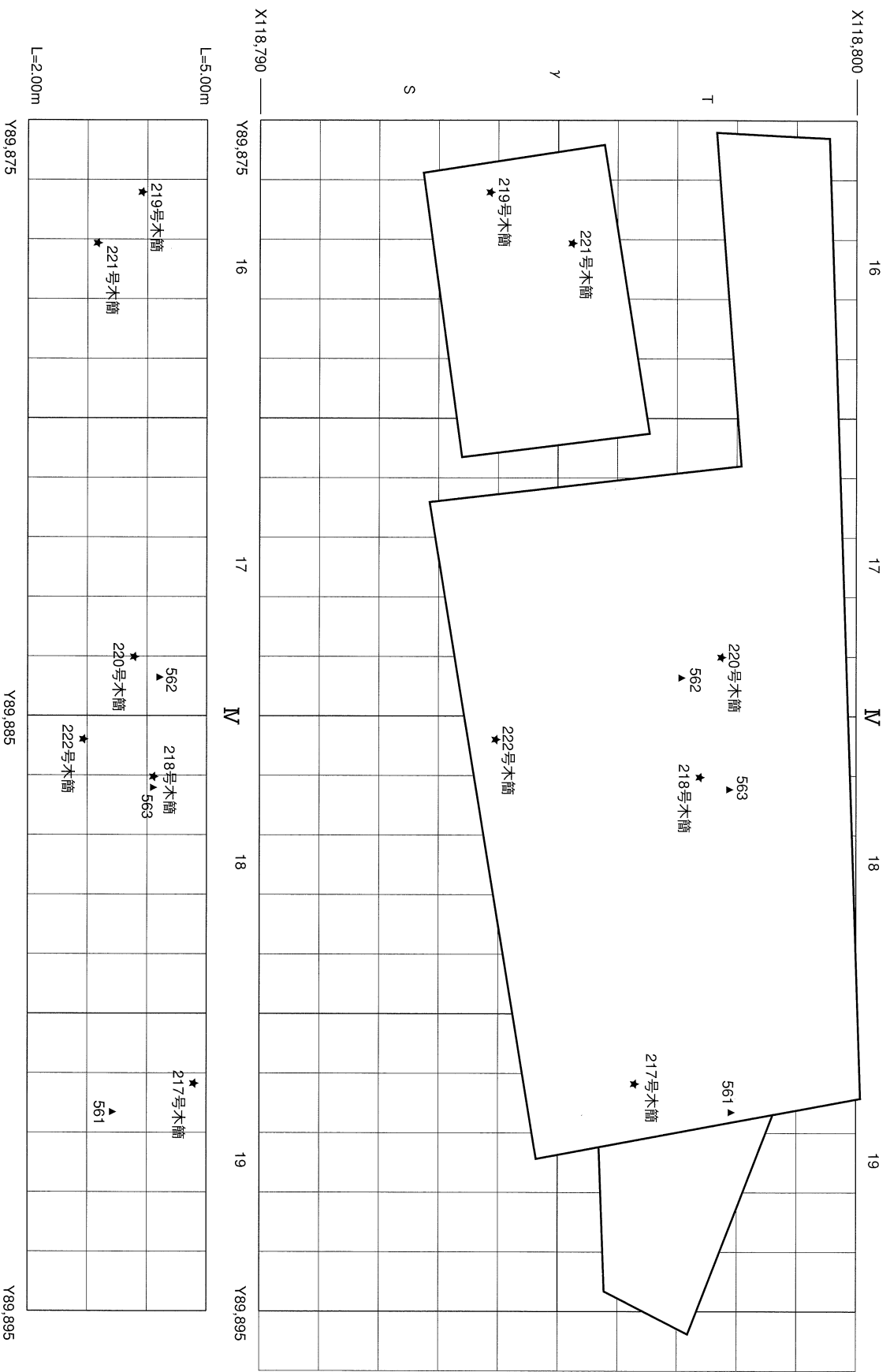
二 出土木簡の観察と釈文

二一六号木簡

〔召□□□男〕

(二〇六)×八五×六 ○一九

左右に二片接続。上端削り。下端折れ。左右両辺は削り。大型の召文の断片であろう。二〜五文字目は人名と見られる。二文字目の旁は「川」とみられ、字形は全体として「訓」が最も近く、「クニ」と読む可能性



第82図 出土木簡・木簡状木製品出土位置図

★：木簡
▲：木簡状木製品

があるが、「訓」で始まる姓の類例は知られていない。三文字目は「造」などの可能性がある。四文字目は「マ」とも読みとれるが、これだけで「部」と判断すると、三文字目との間が開き過ぎ、「マ」は文字の一部と読み取る方がよさそうである。その場合、「今」、「鳥」などの可能性が考えられるが判然としない。「男」の下には文字は続かず、ゆつたりと間をあけて命令文言が続いていたのであろう。現在の舌洗川から出土した木簡。

二一七号木簡

・「寛延 元 戊辰天

・「以法慈雲信士靈位

・「儀右衛門

(一四二)×(二六・五)×二・五 〇六一
上端と右辺削り。下端折れ。左辺割れ。位牌の断片。寛延元年は一七四八年。

二一八号木簡

〔堅カ〕

今日□物忌

(六〇九)×四二×八 〇五九

上端折れ。但し、左辺上端には山形に整形していた痕跡が残る。左右両辺は削りで、下部折れているが、左右から削って尖らせていたとみられ、下部はやや細くなる。刃物を入れて大きく二つに切断して廃棄する。三文字目は「堅」としては筆画が少なく、普通は最終画として打たれる

点が付かないのも難点である。字形からは「全」の可能性もある。「全(まったき)」は、文語形容詞「まったし」の連体形で、「完全な、欠けたところのない」の意味として通じるが、「全」としてもやや間延びした感がある。一方、物忌札の類例には、「固物忌」(類例多数)、「難物忌」(兵庫県袴座遺跡の一点のみ)の例はあるが、「カタキ」に「堅」をあてた事例はこれまでのところ知られていない。また、文献史料には「堅固物忌」が多くみえ、記録には記主の癖であろうか、「堅物忌」の例もある(藤原忠実の『殿暦』など)。なお、下端部右寄りに、横方向の墨痕の可能性のある部分がある。これらことから三文字目は、「全」よりは「堅」の可能性が高いと総合的に判断した。三区東の八層(一〇世紀前半)から出土。

二一九号木簡

「く加毛賀茂春男麦五×

(一一二)×二〇×三 〇三九

上端と左右両辺は削り。下端折れ。全体にシミ状の付着物が著しい。

「加毛」は阿波国名方郡内の郷名。「賀茂春男」は人名で、麦五斗の貢進者であろう。三区西の九層(一〇世紀前半)から出土。

二二〇号木簡

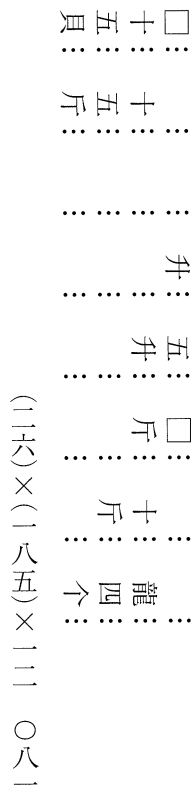
〔角俣〕

一一四×一八×四 〇一一

四周削り。付札であるならば、「角俣」は紅藻植物ツノマタ属のツノマタ・ヒラコトジに比定され、コトジツノマタに比定される鹿角菜とは

別種という(関根真隆 一九六九『奈良朝食生活の研究』。平城宮・京跡出土木簡には角俣の付札の類例が二例ある(奈良国立文化財研究所 一九六七『平城宮発掘調査出土木簡概報(4)』、〇三一型式。奈良文化財研究所 二〇〇五『平城京木簡』三 四九八〇、〇五一型式)。今回の木簡は〇一一型式で、付札であるとすれば、異例の型式といえよう。三区東の一二層(九世紀)から出土。

二二二号木簡



二二三号木簡

「櫻間里酒人マ赤麻呂□□」

二〇四×二〇×七 〇五一

四周削り。観音寺遺跡出土木簡に類例が多い「郷名+人名」の〇五一型式の木簡の一例。末尾に薄く墨痕が残るが、観音寺遺跡出土木簡には人名までで完結する類例が多く、品目・数量が記されていた可能性を考えるには残画が少な過ぎる。「櫻間」は阿波国名方郡内の郷名。「里」表記をとるので、八世紀初頭の七一七年以前の木簡。三区東の一四層(八世紀前半)から出土。

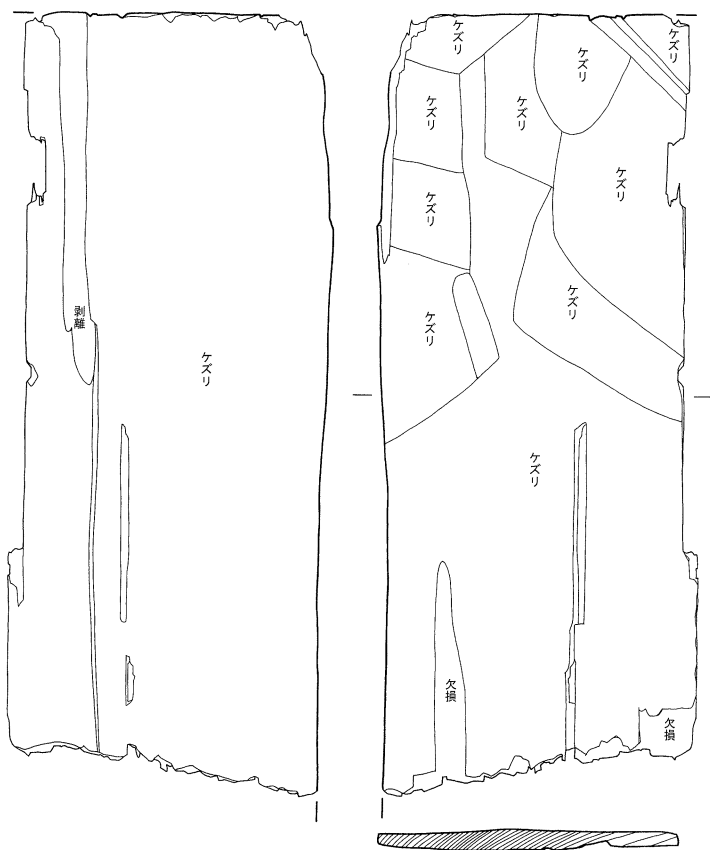
三 木簡状木製品

木簡と同様の形態、表面の整形をしたものを木簡状木製品として分類した。当初は木簡の可能性があると判断したが、保存処理後の再検討において、墨痕を確認できなかったものである。五六〇は〇三二型式、五六一、五六三は〇三一型式の付札であったと思われる。(大橋)

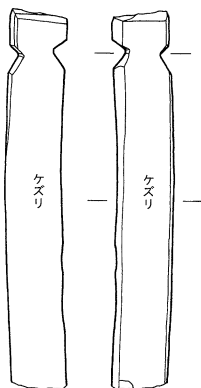
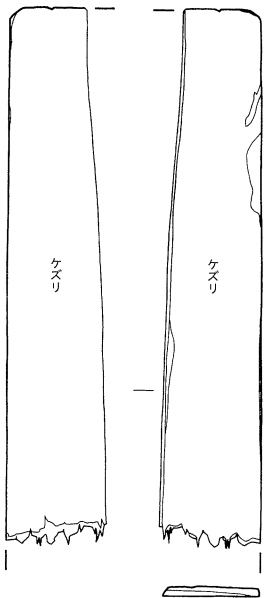
横材木簡の断片。上端折れ。下端は刻線部分で切断。左右両辺は二次的削り。裏面は未整形。「龍」は竹冠がついて「籠」の可能性もある。「籠」とすれば、海産物の名称(平城宮跡出土の但馬国の荷札に「腊雲籠」(奈良文化財研究所 一九九三『平城宮木簡』五 七九〇三二、長屋王家木簡の削屑に「雲籠」(奈良国立文化財研究所 一九九三『平城宮発掘調査出土木簡概報(28)』)とみえるのがこれにあたるか。実態は不詳。「籠」とすれば海産物の容器のこととなるう。「个」(箇)は字形からの判断。しかし、海産物の数量を列記した木簡であることからみて、「籠」である場合はもとより、「籠」であつても籠そのものの個数とみるよりは、籠に入れられた海産物の量の単位、すなわち「合」の省画の可能性も高いと考えられる。三区西の一一層(八世紀前半)から出土。

第八三図 出土木簡実測図①・木簡状木製品実測図

二二六号木簡



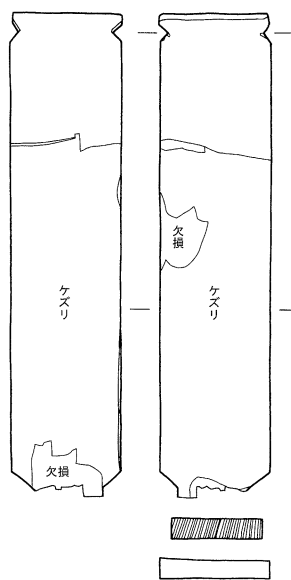
二二七号木簡



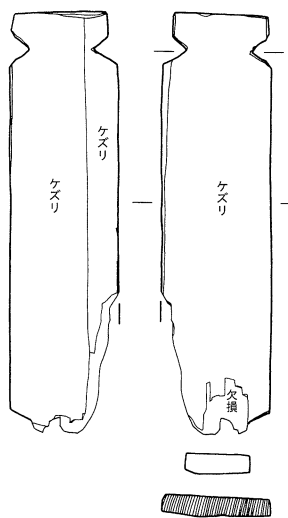
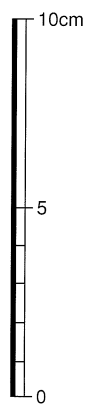
五六〇



五六二



五六一



五六三

図版三〇

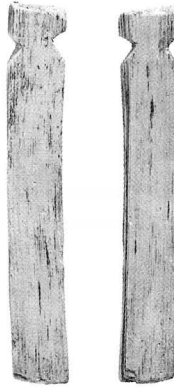


二一七号木簡

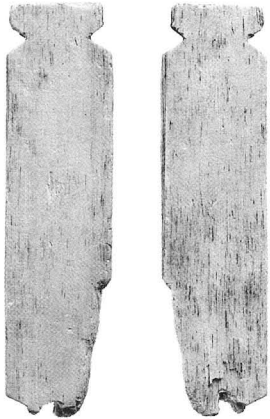


二一六号木簡

木簡



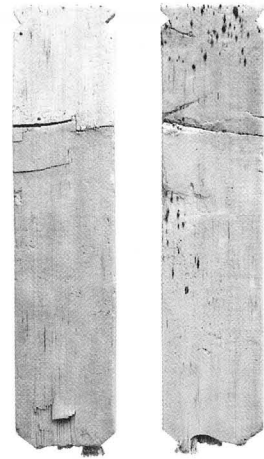
五六〇



五六三



五六二

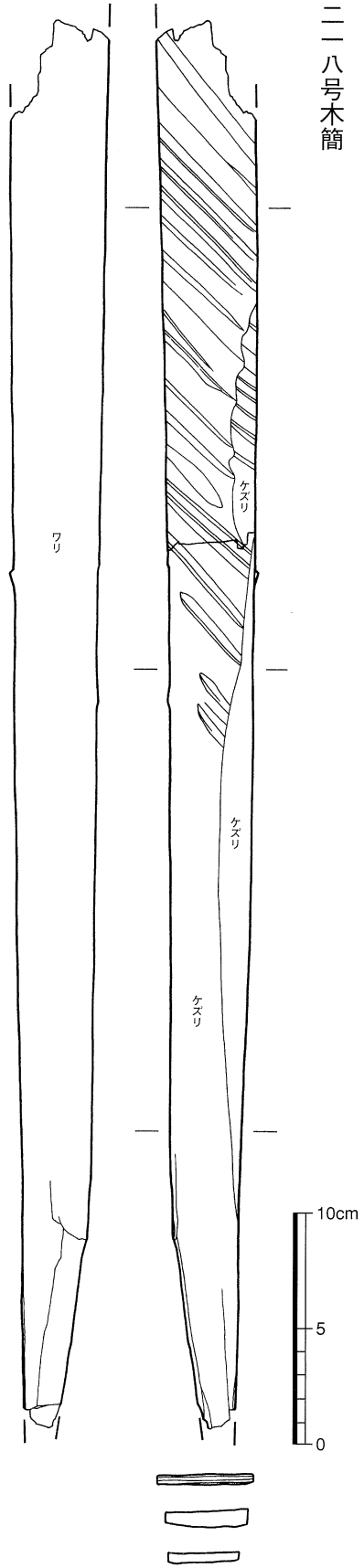


五六一

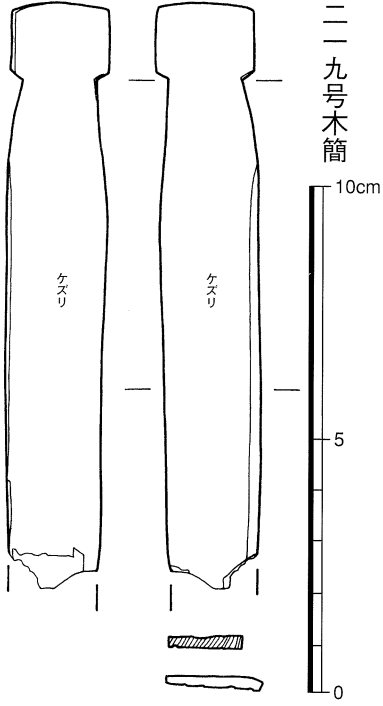
木簡状木製品

第八四図 出土木簡実測図②

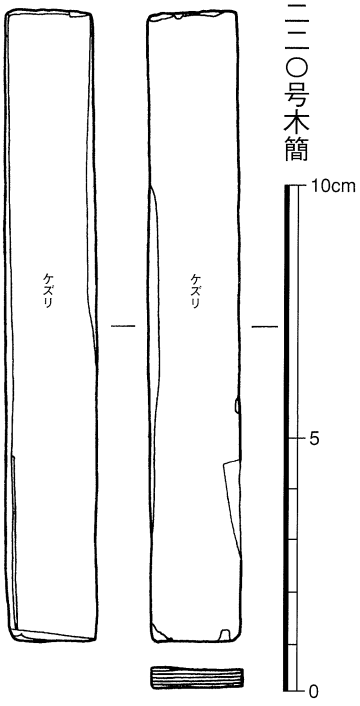
二二八号木簡



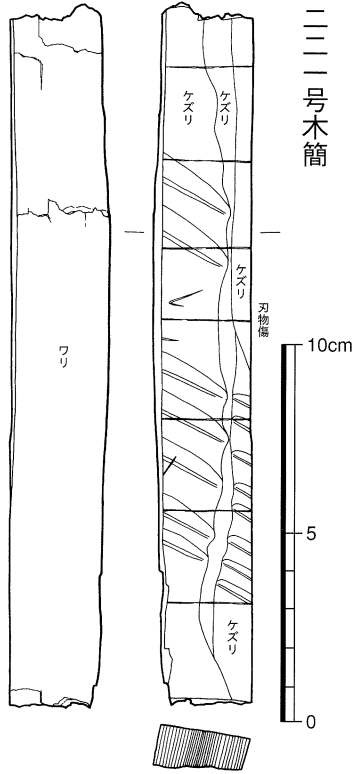
二二九号木簡



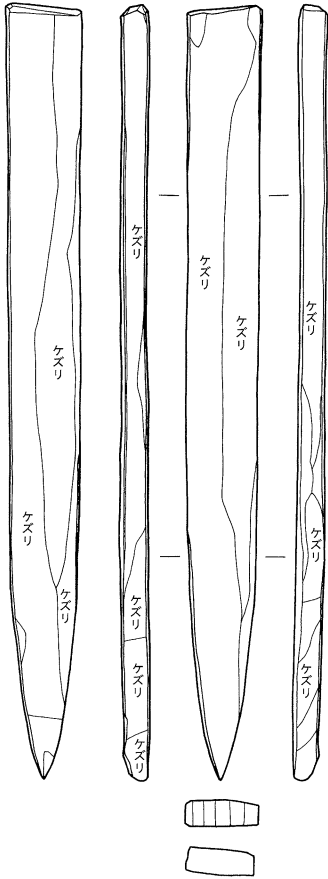
二二〇号木簡



二二二号木簡



二二三号木簡



図版三一



二二〇号木簡



二二九号木簡



二二八号木簡



二二三号木簡



二二二号木簡

木簡

四 出土木簡の製作と廃棄の特徴について

観音寺遺跡西環状線地点から出土した一三六点の木簡のうち、明確に古代の木簡と考えられるものは一三〇点である。ここでは、これらの木簡を用途別に分類し、その形状から製作過程と廃棄方法の特徴について記述する。

木簡の分類

木簡を用途別に分類すると、「文書木簡」、「付札」、「習書木簡・その他」に分けられる。「文書木簡」は、文書や下書き、記録に使われたもの、「付札」は貢進物に付けられた荷札。「習書木簡」は文字を書く練習に使用したものとされた。習書木簡については、文書木簡や付札に使用された後に、習書されたものが見られるので、前の用途が推測できるものについては、もとの木簡の種類に分類した。ここでは文書木簡と付札をとりあげる。

文書木簡は一点である。

(九三号、一一四号、一二四号、一三一号、一三三号、一三七号、一八二号、一八三号、二〇一号、二〇二号、二二一号)

付札は四四点である。

(九四号、一〇二号、一一〇号、一一七号、一二五号、一三四号、一三六号、一三八号、一四〇号、一四一号、一四三号、一四四号、一四五号、一四六号、一四七号、一四八号、一四九号、一五四号、一五八号、一六一号、一六二号、一七二号、一七四号、一七五号、一七七号、一八一号、一八四号、一八五号、一八六号、一八七号、一八八号、一九〇号、一九一号、一九四号、二〇〇号、

二〇三号、二〇九号、二二一号、二二二号、二二四号、二二五号、二二九号、二二〇号、二二二号)

木簡の製作過程について

ここでは木簡の製作方法を、原木から板材を作り出す段階(第一段階)と、目的に合わせて整形する段階(第二段階)を想定する。そして観音寺遺跡出土の木簡の特徴をもとに、木簡の製作方法について記述する。

第一段階(原木から板材を作り出す段階)

鋸を使用した痕跡は見られないため、原木から板材を作り出すには、「割る」「割く」といった技術が必要になると考えられる。木簡の表面は文字を書くために整形されたものが多いので、具体的にどのような割ったかは明らかではない。しかし、木目の方向を確認すると、これまでに観音寺遺跡で出土した古代の木簡二二五点のうち、板目材は一四三点(六七%)であり、大半が板目材であることがわかった。特に、南環状線地点(財徳島県埋蔵文化財センター 二〇〇二『観音寺遺跡I』)から出土した八世紀前半までの木簡では八五点中六六點(七八%)である。西環状線地点から出土した八世紀後半以降のものでは一三〇点中七点(五九%)が板目材となり、各調査地点で差異がみられた。

次に木簡の表面を観察すると、細かく削って整形されたものと、特に整形されていないものがある。文書木簡または下書きとして使用されたと考えられる木簡(一三一号、一八三号、二〇一号、二〇二号)には複雑な削り面が見られる。一方、一四九号木簡の様な幅の狭い付札は、表面を縦長に削って整形した比較的単純な削り面が残っている。実際に板

の表面を削った場合、刃の形状が直線状の刀子を使用すると、幅の狭い板は削り易いが幅が広い板の中央部は削ることが困難である。文書木簡は、付札に比べて幅が広く大きな板を使用するため、表面の整形に手間がかかったものと考えられる。

また、平坦な削り面をもつものが多い中で、湾曲した小さな削り面が連続的に残される、「カットグラス状ケズリ」(山中 一九九二)が見られるものがある。一八七号木簡や二〇二号木簡で、二〇二号木簡の裏面には墨痕の残存のようなものが見られる。山中 章氏は、「カットグラス状の削り面を有する木簡には、再利用された二次的木簡の可能性もある」とした。これらの削りには、湾曲した刃物が使用されたと考えられる。観音寺遺跡からは、刃を大きく曲げた刀子が出土しているので、そうした形状のものが想定される(財徳島県埋蔵文化財センター 二〇〇八『観音寺遺跡(V)』)。

再利用のために表面を削ったと考えられる木簡には、二〇一号木簡がある。裏面上部の行間に、本文とは無関係の墨痕が残存しているため、繰り返しの使用を想定した。原形を留める左側面は厚さにバラツキがあり、非常に薄い部分がある。一方で割裁された右側面は厚い。もとの木簡の中央部分にあたるため、深く削ることができず、厚く残ったと考えられる。

第二段階(目的に合わせて整形する段階)

ここでは文書木簡と付札に分けて、その特徴を記述する。

①文書木簡

文書木簡は割裁されたり、二次的に加工されたものが多い。出土した

木簡を以下のように分類した。

- A. 完形のもの(二八二号、一八三号)
- B. 端部や側面が切断または割裁されているもの
(九三号、一一四号、一三三号、一三七号、二〇一号、二〇二号、二二一号)
- C. 二次的に整形されているもの(二四号、一三一号)

完形は二点のみである。一八二号木簡は両端を尖らせており、二次的整形の可能性もある。一八三号木簡は上端の大部分が欠損しているが、残存部を考慮すると長方形の木簡であったと考えられる。その他の木簡は端部や側面に切断か割裁の痕跡が残るものが多い。一三三号、一三七号、二〇一号木簡のように木目に沿って、縦に割裁されているものや、九三号、二〇二号木簡のように上端が折れたり切断された状態のものもある。原形を留めている部分をみると、九三号木簡は下端が丸く整形され、二〇一号木簡も上端が斜めに削られている。曲物の底板などを転用した可能性も残り、必ずしも長方形の板材を使用していないことがわかる。一二四号、一三一号木簡は文字とは関係なく下部がやや細く整形されており、木簡を二次的に加工したものと考えられる。

②付札

付札は、形状とともに書かれた内容を考慮して分類した。形状では、板の一端または両端に紐を結ぶための切り込みを入れたもの(〇三型式)

と、尖らせたもの（〇五型式）がある。内容からは、前者には品名や数量が書かれたものが多く、後者には地名と人名が名が書かれたものが多い特徴がある。ここでは以下のように分類した。

a. 板の一端または両端に紐を結ぶための切り込みを入れたもの

（九四号、一〇二号、一一七号、一四二号、一四四号、一四五号、一四七号、

一四九号、一八一号、一八七号、一九〇号、一九一号、一九四号、二〇三号、

二二一号、二二二号、二二五号、二二九号）（総数一八点）

b. 板の一端または両端を尖らせたもの

（一一〇号、一三六号、一三八号、一四六号、一四八号、一五四号、

一五八号、二六一号、一七二号、一七四号、一七五号、一七七号、一八四号、

一八六号、一八八号、二〇〇号、二〇九号、二一四号、二二二号）

（総数一九点）

c. 長方形のもの（一四三号、二二〇号）

d. 形状不明のもの（二二五号、一三四号、一四〇号、一六二号、一八五号）

以上の分類では、切り込みを入れたものと、尖らせたものがほぼ同数で、長方形のものが2点である。

まず切り込みを入れたものを見ると、切り込みの平面形が三角形のものと台形状のものに分類される。山中氏の分類によると、「キリカキ技法」、「キリオトシ技法」と呼ばれるものである。このうち三角形の切り込みをもつものは二点で最も多く、台形状のものは三点に過ぎない。

台形状の切り込みをもつ一四九号木簡は「御贄」のウニの付札であり、平城宮内裏北外郭官衙の土坑SK八二〇出土のもの（奈良国立文化財研究所 一九六六『平城宮木簡』一）と形状や書風が酷似している。同様に一九〇号、一九一号木簡の切り込みも台形を意識していることから、贄に近い性格のものかもしれない。一九一号木簡もウニの付札である。

次に、切り込みを入れる際に刃を入れる順番について言及する。平面形が三角形のキリカキ技法の場合において、最低二回は板に刃を入れる必要がある。筆者が付札の製作実験を行った際、切り込みを入れる順番によっては、木目に沿って意図せずに割れてしまう経験があった。具体的には、板の端部側へ先に刃を入れて木目の繊維を切断しておかないと、木目に沿った割れが端部に達してしまうのである。また、一気にキリカキを行った場合には、後から切り込んだ痕跡が深く残ることがわかった。これはキリオトシ技法の場合でも同様である。このような視点で、付札の切り込み部分を観察すると、木簡に深く切れ込んだ痕跡が見つかった。二二一号木簡上端のキリカキには、端部とは逆側（板の中央側）からの切り込みによる深い傷が見られ、予想通り、端部側を先に切り込んで木目の繊維を断ち切ったと考えられる。ところが、同木簡の下端部のキリカキは、端部側からの切り込みによる深い傷があり、逆であった。一〇二号木簡でも、端部側からの切り込みによる深い傷が、裏面の左右に観察できた。一四四号、一八七号、一九四号、二一九号木簡でも同じ結果である。これらは、先に板の中央側から切り込みを入れ、端部側の切り込みを後から入れた結果と考えられ、予想とは逆であった。この結果をどのように解釈するかは今後の課題である。

次に下端を尖らせたものである。上端を半円または山形に整形したも

の(一五四号、一八八号、二〇〇号)と平坦なもの(一七七号、二二二号)に分類される。その他に上端を切断したと考えられるものが見られる。一五八号、一七五号は上端の角が斜めに削られており、〇三三型式の木簡を、切り込みの部分から切断した可能性がある。同様に一七二号、一八四号、一八六号木簡も文字の書き出しが上端に近く、木簡の上部が切断された可能性が残る。廃棄の際に切断されたものの可能性がある。記された内容からみると、付札の多くは名方郡内の郷名と人名のみが書かれたもので、「郷」の文字を省く例が多い(一四八号、一六一号など)。一方で名方郡以外の地名が書かれたものは、二点(一四四号、一四七号)である。

その他、一四三号、二二〇号木簡は長方形の木簡に品名が書かれているため付札とした。また形状不明に分類した木簡も地名や人名、品名が書かれているため、付札の一部と判断した。

木簡の廃棄方法

出土した木簡が、すべて廃棄処分されたものと仮定すると、木簡の形状は廃棄のための処置を経た状態と考えることができる。つまり木簡の廃棄方法は、以下のように分類される。

- A. もとの形状のまま廃棄したもの(完形の木簡)
- B. もとの木簡を切断・割裁して廃棄したもの(切断・割裁)
- C. 二次的に加工した後に廃棄したもの

①文書木簡

文書木簡については、前項で分類した通りである。完形のものはいく、切断・割裁されたものが多い。一三三号木簡は表側に解文が書かれているが、その文字列の中央部を割裁されているため、文字の左半分のみが残存する。裏面には大きな文字で習書するが、習書の左端も割裁によって欠落しているので、この木簡は文書↓習書↓割裁の順で廃棄されたと考えられる。表面の文字の中央を割裁しているのは、意図したものか偶然なのかは不明である。文書↓習書の過程は二〇二号木簡でも見られる。また文字の中央を縦に割裁したものには、文書木簡として分類していない九五号、一一一号、一二二号、一二九号木簡。細く割られたために文字の一部のみが残存する一一六号、一五七号、一六六号、一六七号、一八九号木簡などがある。

二次加工されたものについては一二四号、一三一号木簡ともに、尖らせていた部分が折れているため、廃棄にともなうものかどうかは不明である。また、文書木簡に分類していないが、齋串状に整形した一七三号、二〇六号、二〇八号木簡。算木状の一六〇号、一六四号、二一〇号木簡などがある。

②付札

各形態の付札を欠損の有無によって分類する。完形の木簡はそのまま廃棄されたものと考えられるので、それ以外の木簡に着目した。

- a. 板の一端または両端に紐を結ぶための切り込みを入れたもの
・完形のもの(両端の形状が明らかなもの)

(一四二号、一四五号、一四九号、一九〇号、一九一号、一九四号、二二一号、二二二号)

・端部が欠損しているもの

(九四号、一〇二号、一一七号、一四四号、一四七号、一八一号、一八七号、

二〇三号、二二五号、二二九号)

端部が欠損しているもののうち、下端が欠損しているものが圧倒的に多く、上端が欠損したものは一点のみである。いずれも意図的な切断ではなく、折れたものと考えられる。

b. 板の一端または両端を尖らせたもの

・完形のもの(両端の形状が明らかなもの)

(一五四号、一五八号、一六一号、一七四号、一七五号、一七七号、一八四号、

一八六号、二二二号)

・端部が欠損しているもの

(一一〇号、一三六号、一三八号、一四六号、一四八号、一七二号、一八八号、

二〇〇号、二〇九号、二二四号)

端部が欠損しているものの大部分は折れによるもので、意図的に切断されたものではない。完形のもののうち一五八号、一七五号木簡は、上端の角が斜めに削られており、〇三三型式の木簡を、切り込みの部分から切断した可能性がある。

c. 長方形のもの(一四三号、二二〇号)
すべて完形の木簡である。

d. 形状不明のもの(二二五号、一三四号、一四〇号、一六二号、一八五号)

一二五号木簡は上端が折れ、下端が切断されている。「皮麦」の品名が書かれていることから、上部に切り込みをもつものと推定される。その他はすべて地名と人名が書かれたものであり、下端を尖らせていたものと推測される。一八五号木簡は下端が切断されているが、記された内容は「郷名十人名」であり、下端を尖らせた付札であった可能性が高い。廃棄にともなう処置の可能性もある。

以上のことから、付札の大部分は使用時のまま廃棄され、その後欠損したものと考えられる。

五 まとめ

文書木簡の多くが割れて出土することは、長野県の屋代遺跡群の木簡(財長野県埋蔵文化財センター 一九九六)でも指摘されていた。付札が完形で出土することを考慮すると、文書木簡は内容を抹消するなどの理由で、割裁・切断されたと考えられる。付札は、切り込みを入れた「荷札形」と下端を尖らせた「短冊形」の二種類がある。山中氏によれば、二条大路路面上の土坑(SD五三〇〇)から出土した近江国の庸米木簡では、同時期に同場所から発送されながら形態が異なる荷札が存在し、発送時には「短冊形二枚、荷札形一枚」の形態だったと推定されている。そして、短冊形は「本来、消費地に到達するまでに、勘検のため抜き取

られていた」と解釈された(山中 一九九二)。観音寺遺跡でも、短冊形には名方郡内の郷名と人名を書いただけの簡略なものが圧倒的に多い。これらは名方郡衙において、「勘検」のために抜き取られた短冊形一枚であった可能性がある。(大橋)

引用文献

(財)長野県埋蔵文化財センター 一九九六『長野県屋代遺跡群出土木簡』山中 章 一九九二「考古資料としての古代木簡」『木簡研究』14

六 観音寺遺跡(西環状線地点) 出土木簡について

京都教育大学名誉教授 和田 萃

観音寺遺跡から出土した木簡について、これまで釈文を掲げて簡単な解説を付した。その内訳は、徳島環状線国府工区(以下、西環状線)内から出土した一二九点(八七号〜二一五号木簡)と、西環状線と国道一九二号との交差点拡幅工事に伴って出土した七点(二一六号〜二二二号木簡)である。

ここでは、右の一三六点の木簡に記載された内容や木簡の形状から推定できる事項を列挙して、まとめたい。その際、二〇〇二年に公開された『観音寺遺跡Ⅰ(観音寺遺跡木簡篇)』(財徳島県埋蔵文化財センター)所収の一号〜八五号木簡にも言及して、観音寺木簡の重要性を指摘したいと考える。

観音寺木簡から、以下のことが確実になった。

i. これまでの観音寺遺跡の発掘調査成果によれば、遺跡は阿波国の国衙近傍、おそらく西方域から南西域に広がっていた。国衙の存続した時期は、Ⅴ層から出土した「天平勝寶二年(七五〇)八月十五日(一八三号)」、「×平寶字八年(七六四)二月十日(二三七号)」、「延暦三年(七八四)四月廿四日(二八二号)や、Ⅳ層出土の「□東郡(一一四号)により、八世紀中葉から九世紀末に及ぶことが確実である。名方郡は寛平八年(八九六)に名東郡と名西郡に分轄された。Ⅲ層出土の木簡に、「阿波国司等可申上□(一〇五号)と記すものがみえるので、国衙は八世紀中葉から一〇世紀に至るまで機能していた可能性が大きい。

〔四カ〕

また南環状道路地点出土の木簡に、「己丑年(六八九)□月廿九日(四一号)や、五十戸制の施行を示す「波尔五十戸税」「高志五十戸税」「佐井五十戸税(六〇号)がある。「サト」の表記は、大局的に見て天武朝以前は「五十戸」、持統朝以降は「里」と認められるので、七世紀後半の天武朝から一〇世紀に至るまで、阿波国の国衙は観音寺遺跡の近傍に所在していたことが明確となった。「麻殖評」と記す四号や、「国守大夫」が板野(評)を巡行した際の食料支給記録(七〇号)も、天武・持統朝のものと同定できる。したがって阿波国の成立と国衙・国府の設置は天武朝に遡り、一〇世紀に至るまで、観音寺遺跡の近傍に存続したのである。

ii. V層出土の木簡には、国衙における官人たちの実務内容を示すものがあり、注目される。

①阿波国司の牒・解の草案(勘籍木簡二〇一号)がみえる。なおⅢ層出土木簡にも、阿波国司らの申上状がある(二〇五号)。勘籍木簡については、改めてivで述べることにしたい。②官人らの召喚を命じた召文(二二一号)、③国衙への報告(二八三号)、④国衙内で起こった事件の報告(一三三号)などがみえる。⑤国内諸郡から国衙に送られてきた物資の付札(一四四、一四七号)がある。

iii. 荷札木簡では、「阿波國進御贄甲羸老缶」(一四九号)、「阿波國大贄

〔贄カ〕〔上カ〕

大□進□×」(二〇三号)が注目される。

まず二〇三号木簡を取り上げよう。下部が折損しているので憶測の域を出ないが、「大贄」の下の二字を墨で塗り潰し、「再度「大贄」と記している。国衙で大贄木簡の作成に失敗し、廃棄したものでらう。

一四九号木簡は完形で、上下端に切り欠きを施す。御贄の内容も「甲羸老缶」であることが明らかである。大贄・御贄木簡は宮都で数多く検出されているが、管見の範囲ではこれまで地方官衙で発見されていない。しかも完形のままで廃棄されており、問題を残している。まことに貴重な木簡と言つてよい。解説でもふれたように、二条大路木簡に「阿波國 蘇甲羸贄老□」とみえ、共通する所が多い。

関連して注目されるのは、「蘇甲羸一斗四升」(一九一号)木簡がみえることである。一四九号木簡の解説でもふれたように、徳島県南部の海部郡美波町などでは、今もムラサキウニなどの漁獲量が多い。一斗四升

の蘇甲羸は数量が多きに過ぎるから、一九一号木簡は那賀郡から国衙に送られてきた蘇甲羸の付札の可能性がある。それらを国衙で一缶ずつに小分けして、「阿波國進御贄甲羸老缶」と記した木簡を、二〜三枚程度、括り付けたとも解しうる。しかしその場合には、一四九号木簡を廃棄した理由が不明となる。

また別の解釈として、那賀郡から国衙に送られてきた蘇甲羸一缶に、二〜三枚の「阿波國進御贄甲羸老缶」と記す木簡が括り付けられており、国衙での検収に際して一枚を取り除き(廃棄される)、平城宮内膳職に送られて、そこでも検収の際に一枚取り除き、最終的には消費される場所を取り除かれたとも考えられよう。その場合には、那賀郡衙で御贄の甲羸老缶を調製し御贄木簡を括り付けたとすれば、その品質や内容量を国衙では確認できないことになり、問題を残すことになる。

いずれにしても一四九号・一九一号・二〇三号木簡は、地方から宮都へ大贄・御贄を貢進する際の手続きや経緯を考える上で、まことに貴重な事例であることは疑いない。

iv. 勘籍木簡(二〇一号)については解説でふれた通りであるが、今少し関連することに言及しておきたい。

Cに記された内容は、資人である秦人マ大宅について、阿波国司が国衙に保管されている戸籍により、その年齢、名方郡殖栗郷の戸主秦人マ人麻呂の戸口であることを確認した旨を、解状として認めたものの草案であり、問題はない。Cは、AやBと異なる書体である可能性が大きい。解説ではふれなかったが、BとCの間に削り残した文字の残画がみえ、墨痕・書体からみて、Cと同筆かと判断される。またAとBは同筆であ

るものの、内容的には連続性がない。Bでは、「除此土籍欲附彼籍者」(「附」の下の「出京戸」の三文字を抹消している)と記しており、あるいはCと同様に勘籍に関わるものであった可能性がある。

A面の右側辺は割裁されているのに対し、左側辺(B・C面の右側辺でもある)は整形面を留めている。またAとBは同筆と断定しうるが、内容的には別のものであり、Bは「已畢」で始まっているから、二〇一号木簡と同様の形状をもつ別の木簡に、「已畢」に先立つ文章が書かれていたと判断される。

二〇一号木簡の解説で、本木簡は長さ二尺、幅二寸の大型木簡であり、公用に供される木簡を利用して、国衙で公文書の案文(下書き)を習書したものであると推測した。そのことと密接に関わるのは、正倉院に伝来する奈良時代の公文書の縦の法量がほぼ一尺という事実である。いくつかの事例を左に掲げる(法量は縦×幅で単位はcm)。

正集 一

第一紙 神祇官移民部省 二九・一×一七・一

第二紙 中宮職解 二九・九×三四・〇

第四紙 皇后宮職解 二九・四×一一・〇

正集 二

第一紙〜第三紙 民部省牒東大寺三綱所 二八・八×四八・六

正集 四

第一〇紙 左京職符東市司 二九・五×二五・四

正集 六

第一紙 越前国司牒造東大寺司安都佐官所 二九・六×五七・八

第三紙 足羽郡書生解 二九・八×二六・六

これらの事例を踏まえるなら、本木簡の一行分は、紙に記す公文書の二行分に相当することになる。したがって本木簡に習書しておけば、公文書として紙に浄書する際、紙の縦と幅の法量の見当がつく。

本木簡の上端部は緩やかな弧状となっており、曲物の底板を転用したものとと思われる。A面の右辺は割裁されているので、もともと六cm前後の幅だったらしい。もしも上端部が正円状だったとすると、復原される幅は一〇cm前後となり、かなりの文字数を書くことができたことになる。表と裏の両面ともに何度も削られた痕跡があり、国衙でこうした木簡に草案を書き、加除して訂正した上で、紙の公文書とした状況が浮かび上がってくる。国衙において木と紙とが併用されていた状況を、生々しく示しているといえよう。

v. 観音寺遺跡出土の木簡で、〇五一型式のもの、即ち長方形の材の下端部を尖らせたものには、書式に特徴ある木簡の多いことが注目される。^(マウ)
全てV層出土のものであり、代表的な事例を示すと、「井上高安漢人□身麻呂」(二七五号)の如きものである。「井上」は名方郡井上郷の意で、郡名と「郷」字を省略し、その下に人名を記す。

同様のものとして、一六一号、一七二号、一七四号、一七七号、一八四号、一八六号、二二二号などがある。一八四号は「八万大名」とのみ

記す。名方郡八万郷の地名と、「大名」という名のみを記したものと判断される。

挙げられている地名についてみると、漢人郷（一七四号）のみ『和名抄』にみえないが、他は全て名方郡の櫻間・井上・殖栗郷である。「名方郡」の郡名を省略していることから、阿波国衙に近接して所在していたかと推測される、名方郡衙に関わる木簡の可能性もある。

これらの木簡がどのような目的に用いられたのかは憶測の域を出るものではないが、下端部を尖らせた形状と、一七七号に「秦人マ満女」という女性名がみえることが手がかりとなるかと考える。

実はこうした事例は、『観音寺遺跡Ⅰ（観音寺遺跡木簡篇）』で報告した南環状道路地点内でも三点出土している。

「於井郷忍海マ得矢女九月七日」（二号）

「津迹郷野縁里大伴マ廣嶋」（九号）

「鴨里錦部鹿津奉上大刀」（五四号）

V層出土の木簡に比し、やや古い時期のものなので、地名の表記も「郷」字を省略することはない（九号は郷里制下のもの。五四号は郷里制以前のもの）。於井（井於）郷と鴨里（賀茂郷）は名方郡に所属する。津迹郷は『和名抄』にみえず、吉野川の河道が変化したために失われた地名かと思われる。二号は一七七号と同じく女性の名がみえ、「九月七日」の日付を記す。

こうしてみると、これらの〇五一型式の木簡は、『和名抄』にみえない漢人郷と津迹郷を除けば、全て名方郡在住の男女に関わる木簡であり、

その用途が注目される。憶測の域を出ないが、下端の尖った〇五一型式であり、女性の名もみえることを考慮すれば、何らかの祭祀に関わるものでは、と考えられる。

その手がかりとなるのは、五四号木簡の解説でもふれたが、錦部鹿津が奉化した太刀は実用のものであったとは考えにくい。その太刀は、祭祀具として捧げられた木製の刀形かたがただったのでは、と考える。「鹿」の字も、「尸（まだれ）」ではなく「尸（やまいだれ）」となっており、あるいは軍団の隊正などの地位にあった鹿津が病氣平癒を願って、川辺で実修した祭祀に用いられたものと推測する。そうした祭祀の場となったのは、国衙近くを流れる自然流路や、同じく国衙近傍の舌洗池、舌洗池から流れ出す舌洗川などが候補地となる。観音寺遺跡から大量の祭祀遺物が出土しているのも、あるいはそのことと深く関わっているかと思われる。

観音寺遺跡から出土した木簡は、出土点数が多いことのみならず、時期は七世紀中葉前後から一〇世紀に及び、その大半は阿波国衙が機能していた時期のものである。その内容はまことに豊富かつ多彩であり、地方出土の木簡としては屈指のものと云ってよい。なかでも論語木簡、「難波津の歌」の習書木簡、勘籍木簡などは比類のないものである。本報告書が数多くの人々に活用されることを願って止まない。

注

- (1) 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所編 二〇〇六
『評制下荷札木簡集成』東京大学出版会

表三 観音寺遺跡主要木簡一覽表

名方郡内の「地名・人名・品名」が記された木簡

木簡番号	おもな積文	型式
一三四号	殖栗郷秦石嶋	〇一九
一六二号	殖栗長谷宮成	〇八一
一七七号	殖栗秦人マ満女	〇五一
一八〇号	殖栗秦諸□	〇八一
一九六号	殖栗郷長秦	〇八一
二〇一号	名方郡殖栗郷戸主秦人マ麻呂	〇八一
二〇五号	殖栗語マ佐留	〇一九
一四八号	櫻間漢人福継	〇八一
一六一号	櫻間物マ□嶋	〇五一
一八五号	櫻間猪使廣山	〇一一
一八七号	櫻間米五斗『真黒』	〇三一
二二一号	櫻間里小□斗	〇三一
二二二号	櫻間里酒人マ赤麻呂	〇五一
二号(南)	於井郷忍海マ得矢女	〇五一
三四号(南)	井上戸主弓金	〇一一
一七二号	井上郷弓金船長	〇五一
一七五号	井上高安漢人マ身万呂	〇五一
一八六号	井上生王マ満万呂	〇五一
一八八号	井上弓金佐流	〇一九
一四〇号	八万郷	〇八一

一八四号	八万大名	〇五一
五四号(南)	鴨里錦部鹿津奉上大刀	〇五一
一〇二号	加毛得継	〇三九
二一四号	鴨里漢人マ	〇一九
二一九号	加毛賀茂春男麦五×	〇三九
一九三号	新井錦マ嶋	〇一九
二一五号	土師里米一石目全	〇三二
六〇号(南)	波尔五十戸税 高志五十戸税 佐井五十戸税	〇一九
一五八号	埴土□□大茂大麦五斗	〇五一

名方郡以外の「地名・人名・品名」が記された木簡

木簡番号	おもな積文	型式
四号(南)	麻植評伎珥穴二升	〇三二
九号(南)	津迹郷野縁里大伴マ廣嶋	〇五一
一五号(南)	丹生里初一石	〇三二
二〇号(南)	秦原里	〇一九
二三号(南)	水原里	〇八一
三〇号(南)	大□里漢人	〇八一
六三号(南)	評曲マ里	〇一九
七〇号(南)	板野国守大夫	〇一九
一一四号	名東郡人安曇継見	〇八一
一四四号	皮麦五斗阿波郡佐比	〇三二

一四七号	忌部郷長上 葎	〇三九
一七四号	漢人郷	〇五一
一八一号	津迹郷	〇三九
二〇〇号	余戸安曇マ東万呂	〇一九
二二二号	三間三間	〇三二

「阿波国」と記された木簡

木簡番号	おもな积文	型式
三三三号(南)	阿波國名□方郡郡郡	〇八一
一〇五号	阿波國司等可申上□	〇八一
一四九号	阿波國進 御贄甲贏壹缶	〇三一
二〇三号	阿波國大贄■大贄進上	〇三九

「人名」が記された木簡

木簡番号	おもな积文	型式
三二二号(南)	山マ	〇六一
三五号(南)	□子見祢女年 五十四	〇八一
三七号(南)	生マ諸光	〇一九
四五号(南)	神人 大伴	〇八一
五五号(南)	大田マ	〇八一
五七号(南)	□伴マ□	〇一九
六六号(南)	□ □女漢人御伊良	〇八一
六七号(南)	道万呂	〇五一
七九号(南)	大マ□	〇八一

八四号(南)	第(弟)國マ伊君	〇三三
九一・九二号	物マ望丸	〇六一
九三号	省掌山得人 書生安曇豊主	〇一一
一〇四号	平□□	〇六一
一一〇号	阿波直 粟凡	〇八一
一三二号	粟永繼 宗我	〇八一
一三六号	戸主粟 □マ子人	〇八一
一三七号	弓金マ金	〇五九
一四二号	海部	〇八一
一四六号	牛万呂	〇五九
一七三号	駅人海マ□ 秦人マ大宅	〇五一
二〇一号	佐伯費大長 那賀直綿麻呂	〇八一
二〇二号	秦百足	〇一九
二〇四号	□佐波	〇八一
二〇九号	生大万呂	〇五九

「品名」が記された木簡

木簡番号	おもな积文	型式
一四号(南)	海□海老 鰻老海	〇八一
一七号(南)	并遣糸二目	〇八一
二八号(南)	□海藻一籠	〇三一
五八号(南)	交軍布 年魚	〇一一
一一〇号	白米五斗	〇一九
一一三号	白米處	〇六五
一二五号	□皮麦五斗	〇一九
一四一号	生螺百貝	〇三二
一四三号	多比魚廿口国	〇一一
一五二号	見残薪廿七荷	〇八一
一八九号	大豆不請	〇八一
一九〇号	官不□末醬	〇三二
一九一号	蕨甲贏二斗四升	〇三二
一九四号	生海藻頭一古	〇三二
二二〇号	角俣	〇一一

「紀年銘」が記された木簡

木簡番号	おもな积文	型式
四一号(南)	己丑年四月廿九日	〇三二
一三七号	天平寶字八年二月十日	〇八一

一八二号	延曆三年四月廿四日	〇五一
一八三号	天平勝寶二年八月十五日	〇一一

「解」文書

木簡番号	おもな积文	型式
一三三三号	府掌等解申可□火事□	〇一一
一八三号	謹解申神原田稻苻得事……	〇一一
二〇一号	阿波國司解 申勘籍資人事……	〇八一

習書・音義・その他

木簡番号	おもな积文	型式
八号(南)	安子之比乃木 椿ッ婆木	〇八一
一九号(南)	以徴兮故此旨	〇八一
三一号(南)	寺寺主主	〇八一
三六号(南)	見 願願福	〇一五
四二号(南)	□道治之必不作也	〇八一
五九号(南)	通下迹盜人 我 非 九 部	〇一一
六九号(南)	奈尔波ツ尔作久矢己乃波奈	〇一九
七七号(南)	子曰 学而習時不孤□乎……	〇六五
八五号(南)	□乎 尔 □	〇一九
一三三三号	海 廣 海 海	〇一一
一三五号	雜雜雜雜物物	〇一九

一七八号	鳥道第第第□ 鳥第第説 蘭 蘭	〇一九
二〇二号	秦□□ 斛 斛解有有	〇一九

注(1) 木簡番号に(南)と付したものは、『観音寺遺跡Ⅰ』(財徳島県埋蔵文化財センター 二〇〇二)において報告した、南環状道路地点から出土したものを表す。それ以外は西環状線地点から出土したもので、八七号〜二一五号までは『観音寺遺跡(Ⅳ)』(財徳島県埋蔵文化財センター 二〇〇八)において報告したものである。

注(2) おもな釈文には、報告書で□とし、「カ」で表した文字を取り入れた。

注(3) おもな釈文の「・・・」は、以下に続く文字を省略した事を表す。

注(4) 型式は各報告書に準じている。

表 4 出土木簡観察表

木簡 番号	分類	名称	地区	層位	型式	木取	法量 L	法量 W	法量 H	特徴 1 (残存部分に関する情報)	特徴 2 (形状に関する情報)	表面の状態	X座標	Y座標	Z座標
216	木簡	不明	3区	不明	019	楕目	(20.6)	8.5	0.6	下端折れ。	表面上部に削り痕有り。	滑らか			
217	木簡	位牌	3区東	3(砂)	061	板目	(14.1)	(2.65)	0.25	下端折れ、右辺削り。	位牌の断片。	滑らか	118796.295	89891.175	4.795
218	木簡	物忌札	3区東	8	059	板目	(60.9)	4.2	0.8	上下両端部欠損。	左辺上端に上端を山形に尖らせていた痕跡有り。下端は左右両側から削って尖らせている。中央部は切り折りにより切断。	滑らか	118797.386	89886.025	4.116
219	木簡	付札	3区西	9	039	楕目	(11.2)	2.0	0.3	下端折れ。	上端は弧状に整形。上部の左右両側に切り込み有り。	やや粗い	118793.873	89876.210	3.921
220	木簡	付札	3区東	12	011	板目	12.4	1.8	0.4	完形。		やや滑らか	118797.747	89884.010	3.793
221	木簡	記録筒	3区西	11	081	楕目	(2.6)	(18.5)	1.2	上端折れ、下端は刻線部分で切断。	左右両側は削りで整形。	滑らか	118795.248	89877.064	3.174
222	木簡	付札	3区東	14	051	楕目	20.4	2.0	0.7	完形。	下端は左右両側から削って尖らせる。	滑らか	118793.963	89885.395	2.944

表 5 出土木簡状木製品観察表

遺物 番号	分類	名称	地区	層位	型式	木取	法量 L	法量 W	法量 H	特徴 1 (残存部分に関する情報)	特徴 2 (形状に関する情報)	表面の状態	X座標	Y座標	Z座標
560	木簡状 木製品	付札	3区	4,5	032	楕目	9.9	1.5	0.7	完形。	上下両端切り折れ。上部の左右両側に切り込み有り。	やや滑らか			
561	木簡状 木製品	付札	E区	7	031	楕目	(12.8)	2.9	0.6	下端折れ。	上部の左右両側に切り込み有り。下部は左右とも斜めに削るが、欠損のため不明。	やや滑らか	118797.908	89891.680	3.696
562	木簡状 木製品	不明	3区東	8	081	板目	(12.7)	(2.6)	0.5	上下両端折れ。	両面に墨痕があるが、痕跡は出来ない。	やや滑らか	118797.102	89884.365	4.211
563	木簡状 木製品	付札	3区東	8	031	楕目	(11.1)	2.9	0.6	下部欠損。	上部に左右両側から切り込み有り。下端右側に斜めに削り痕が残存。切り込みの痕跡あり。	滑らか	118797.903	89886.219	4.133

表6 観音寺遺跡（西環状線地点）出土木簡番号・整理番号対応表

木簡番号	整理番号	木簡番号	整理番号	木簡番号	整理番号	木簡番号	整理番号	木簡番号	整理番号
87	200440	118	200431	147	200424	178	200560	209	199811
88	200571	119	200435	148	200501	179	200561	210	200530
89	200574	120	200438	149	200502	180	200565	211	200012
90	200437	121	200535	150	200504	181	200569	212	200103
91	200401	122	200542	151	200505	182	200001	213	200104
92	200402	123	200543	152	200507	183	200002	214	200105
93	200427	124	200545	153	200508	184	200003	215	200101
94	200434	125	200552	154	200510	185	200004	216	670
95	200511	126	200567	155	200512	186	200005	217	648
96	200533	127	199801	156	200513	187	200006	218	643
97	200534	128	199803	157	200514	188	200007	219	645
98	200538	129	199805	158	200515	189	200008	220	575
99	200539	130	199809	159	200517	190	200009	221	646
100	200540	131	200405	160	200520	191	200010	222	644
101	200541		200404	161	200523	192	200011		
102	200550	132	200403	162	200524	193	200013		
103	200551	133	200406	163	200525	194	200014		
104	200554	134	200407	164	200526	195	200016		
105	200562	135	200408	165	200527	196	200017		
106	200566		200432	166	200528	197	200018		
107	200568	136	200409	167	200528	198	200519		
108	200570	137	200410	168	200529	199	200509		
109	200572	138	200411	169	200544	200	200558		
110	200015	139	200414	170	200546	201	200503		
111	199807	140	200415	171	200547	202	200563		
112	199808	141	200416	172	200548	203	200564		
113	200412	142	200417	173	200549	204	200425		
114	200413	143	200418	174	200556	205	200019		
115	200419	144	200420	175	200555	206	199810B		
116	200422	145	200421	176	200557	207	199802		
117	200429	146	200423	177	200559	208	199810A		

(木簡番号87～215は『観音寺遺跡 (Ⅳ)』・216～222は『観音寺遺跡 (Ⅴ)』に掲載)

報告書抄録

ふりがな	かんのんじいせきご						
書名	観音寺遺跡V						
副書名	道路改築事業（徳島環状線国府工区）関連埋蔵文化財発掘調査						
巻次							
シリーズ名	徳島県埋蔵文化財発掘調査報告書						
シリーズ番号	第75集						
編著者名	氏家敏之、大橋育順、和田 萃、木村哲也						
編集機関	財団法人 徳島県埋蔵文化財センター						
所在地	〒779-0108 徳島県板野郡板野町犬伏字平山86番2 TEL088-672-4545						
発行年月日	平成21（2009）年3月20日						
ふりがな	ふりがな	コード	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村 遺跡番号					
かんのんじいせき 観音寺遺跡	とくしまけんとくしまし 徳島県徳島市 こくふちょうかんのんじ 国府町観音寺	36201	34度 4分 6秒	134度 28分 22秒	平成19年度 2007年7月1日 ～2007年9月30日 2007年12月1日 ～2007年12月31日	220㎡ 30㎡	道路改築事業 （徳島環状線 国府工区）
所収遺跡名	種別	主な年代	主な遺構	主な遺物		特記事項	
観音寺遺跡	自然流 路	奈良時代 平安時代 中世	自然流路	木簡 木器（工具、農具、容器、服飾 具、部材、祭祀具など） 土器（須恵器、土師器など） 土製品（瓦、土錘など） 石製品（石帯など） 金属製品（鏃、刀子など） 動物遺体（牛、馬など）		奈良時代～中 世にかけての 自然流路か ら、木簡をは じめ容器、祭 祀具など木器 が大量に出土 した。	
要約	鮎喰川が形成した扇状地の扇端部の低湿地に形成された遺跡である。おもに奈良時代から平安時代にかけて堆積した自然流路から、土器や木製品とともに木簡7点が出土した。平安時代の「物忌札」をはじめ、付札などが含まれる。調査範囲内は、主に9世紀から10世紀の堆積層であることが明らかとなった。						

徳島県埋蔵文化財センター調査報告書 第75集

観音寺遺跡(V)

道路改築事業(徳島環状線国府工区)関連埋蔵文化財発掘調査報告書

発行日 平成21(2009)年3月20日

編集 財団法人 徳島県埋蔵文化財センター
〒779-0108 徳島県板野郡板野町犬伏字平山86番2
TEL (088) 672-4545 FAX (088) 672-4550

発行 徳島県教育委員会
財団法人 徳島県埋蔵文化財センター

印刷 株式会社教育出版センター